

# 大谷小学校 P T A 規約

## 第 1 章 名称及び事務所

- 第 1 条 第 1 号 この会は、大谷小学校 P T A という。  
第 2 条 第 1 号 この会は、事務所を大谷小学校におく。

## 第 2 章 目的及び活動

- 第 3 条 第 1 号 この会は、保護者と教職員が協力して、家族と学校と社会における児童青少年の幸福な成長をはかることを目的とする。  
第 4 条 第 1 号 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。  
第 2 号 よい保護者、よい教職員となるよう努める。  
第 3 号 家庭と学校との緊密な連絡によって児童、青少年の指導をする。  
第 4 号 児童、青少年の生活環境をよくする。  
第 5 号 公教育費を充実することに努める。  
第 6 号 国際理解に努める。

## 第 3 章 方針

- 第 5 条 第 1 号 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。  
第 2 号 児童、青少年の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。  
第 3 号 特定の政党や宗教にかたよることなく又はもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。  
第 4 号 この会又はこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。  
第 5 号 学校の人事、その他の運営には干渉しない。

## 第 4 章 会員

- 第 6 条 第 1 号 この会の会員となることのできる者は入会と退会の権利を有する。  
この会の会員となることができるのは、次のとおりである。  
第 2 号 大谷小学校に在籍する児童の保護者又はこれに代わる者。  
第 3 号 大谷小学校の教職員。  
第 4 号 この会の主旨に賛同する者。ただし第 4 号に該当する者の入会は、運営委員会が決定する。  
第 7 条 第 1 号 この会の会員は、会費を納めるものとする。  
第 8 条 第 1 号 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

## 第 5 章 経理

- 第 9 条 第 1 号 この会の会計は、一般会計と特別会計からなる。  
第 2 号 一般会計にかかる経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁される。  
第 3 号 特別会計にかかる経費は、一般会計からの繰入や、その他の収入によって支弁される。  
第 10 条 第 1 号 この会の経費は、総会において議決された予算に基づいて行われる。  
第 2 号 特別会計の用途は、事務用備品の購入や、周年行事の開催など、一定周期で必要となり、かつ、単年の一般会計では支出困難なものに限定される。

第 1 1 条 第 1 号 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第 1 2 条 第 1 号 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

## 第6章 役員

- 第13条 第1号 この会の役員は、次のとおりである。  
会長1名、副会長若干名、書記若干名及び会計2名。  
ただし、海老名市PTA連絡協議会の本部役員当番校にあたる年度はこの限りではない。  
役員は、他の役員、会計監査を兼ねることができない。
- 第14条 第1号 役員は、指名委員が会員中より指名した役員候補者を総会の同意を得て決める。
- 第15条 第1号 役員の任期は1年とする。ただし同じ役員の職については、1回に限り再任を妨げない。役員は、引き続いて他の役員に選任されることができる。
- 第16条 第1号 役員の職務は、次のとおりである。
- 第2号 会長は、この会を統括し、総会、運営委員会及び全員委員会を招集し会議の議長となる。
- 第3号 会長は、他の役員及び校長の意見を聞いて常置委員会の委員を委嘱する。
- 第4号 会長は、運営委員会の承認を得て、臨時委員会の委員を委嘱する。
- 第5号 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 第6号 書記は、議事並びに重要事項を記録し、会長の指示によりこの会の庶務を行う。
- 第7号 会計は、この会の一切の会計事務を処理し、総会において会計監査委員の監査を経て、決算を報告する。

## 第7章 会計監査委員

- 第17条 第1号 この会の経理を監査するために、2名の監査委員を置き、任期は1年とする。
- 第18条 第1号 会計監査委員は、指名委員が会員中より指名した会計監査委員候補者を、総会の同意を得て決める。
- 第19条 第1号 会計監査委員は、必要に応じ臨時会計監査を行うことができる。

## 第8章 役員監査委員候補者指名委員会

- 第21条 第1号 役員及び会計監査委員の候補者を指名するときは、役員監査委員候補者指名委員会（以下「指名委員」という。）を置く。
- 第22条 第1号 指名委員会の委員の数と選出の方法は、細則で定める。
- 第2号 指名委員会の委員は、必要に応じて運営委員会に出席することができる。
- 第23条 第1号 指名委員会の委員は、その任務を終了したときに解任される。

## 第9章 総会

- 第24条 第1号 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
- 第25条 第1号 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 第2号 定期総会は、年度の始めに開催する。臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき又は会員の5分の1以上の要求があったとき開催する。
- 第26条 第1号 総会は、会員の5分の1以上の出席（委任状数含む）がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 第27条 第1号 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

## 第10章 運営委員会

- 第28条 第1号 運営委員会は、役員、常置委員会の委員長、副委員長、学年委員長、副委員長、臨時委員会のある場合は、その委員長及び校長、教頭をもって構成する。
- 第29条 第1号 運営委員会の任務は、次のとおりである。
- 第2号 この規約に定められてあるもののほか、各種委員会の権限以外のこの会の運営に関する事務を処理し、各種委員会の連絡調整にあたる。
- 第3号 総会に提出する議案の調整並びに議事日程の立案にあたる。
- 第4号 その他重要事項を審議処理する。
- 第30条 第1号 運営委員会は、構成員の4分の1以上出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 第2号 議事は出席者の過半数で決する。

## 第11章 常置委員会及び臨時委員会

- 第31条 第1号 この会の活動に必要な事項について、調査研究立案するために常置委員会を置く。
- 第2号 常置委員会についての必要な事項は、細則で定める。
- 第32条 第1号 特別な事項について、必要があるときは、臨時委員会を設けることができる。
- 第2号 臨時委員会について必要な事項は、細則で定める。

## 第12章 学年委員及び地区委員

- 第33条 第1号 この会と学級との連絡にあたるため、学年委員を置く。
- 第2号 学年委員について、必要な事項は細則で定める。
- 第34条 第1号 この会と地区との連絡にあたるため、地区委員を置く。
- 第2号 地区委員について、必要な事項は細則で定める。

## 第13章 全員委員会

- 第35条 第1号 各種委員会の連絡にあたり、会の運営に協力するため、全員委員会を置く。
- 第2号 全員委員会は、役員、常置委員、学年委員及び校長、教頭をもって構成する。
- 第3号 全員委員会を開催する必要があるときは、会長が召集し、会議の議長となる。

## 第14章 会費

- 第36条 第1号 会員は、会費を納入するものとする。
- 第2号 必要な事項は、細則によって定める。

## 第15章 事業年度

- 第37条 第1号 この事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第16章 細則

- 第38条 第1号 この会の運営に関し、必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。
- 第2号 運営委員は、細則を制定又は改廃した場合は、その結果を、次期総会に報告しなければならない。

第39条 第1号 この規約の改正は、運営委員会が必要と認めたとき又は、会員の5分の1以上の要求があったとき、総会において提案するものとする。

第2号 この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

## 第17章 個人情報

第40条 第1号 個人情報の取り扱いについては、別に定める。

本規約は、  
昭和44年4月1日施行  
昭和51年4月28日改正  
平成4年4月24日改正  
平成14年4月26日改正  
平成30年1月17日改正  
平成31年4月16日改正  
令和2年4月28日改正  
令和5年4月28日改正